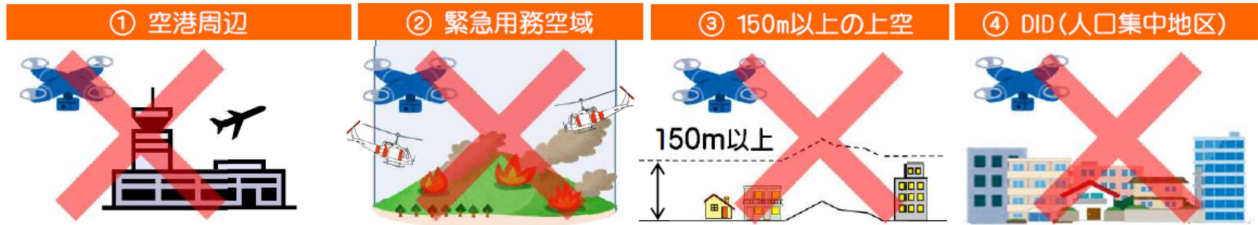


～北海道警察からのお願い～

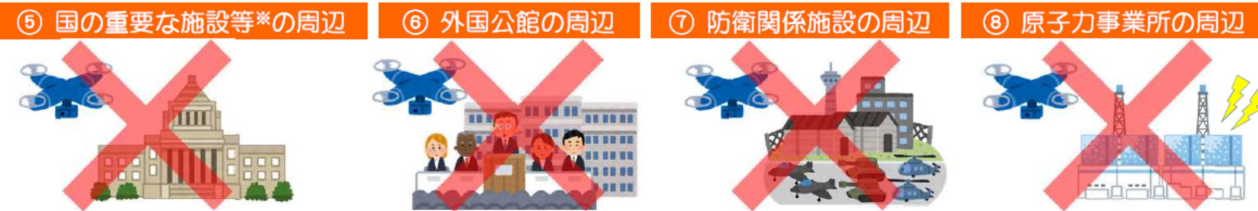
ドローンを飛行させる場合は、以下のルールを守って飛行させてください。

ドローンの飛行ルール

！ 飛行禁止空域



①～④の空域で飛行させたい場合には、国土交通大臣の許可が必要です。詳細は国土交通省航空局HPへ！
※ 空港周辺、150m以上の空域、DID(人口集中地区)上空等の飛行許可(包括許可含む。)があっても、緊急用務空域を飛行させることはできません。



* 国会議事堂、首相官邸、危機管理行政機関、最高裁判所、皇居・御所、政党事務所等

①、⑤～⑧の施設の周辺で飛行させたい場合には、施設管理者等の同意や都道府県公安委員会等への事前通報が必要です。詳細は警察庁HPへ！

！ 飛行空域を問わず順守する必要があるルール

※下記のほか、飛行前確認、衝突予防が必要になります。



③～⑧の方法によらずに飛行させたい場合には、国土交通大臣の承認が必要です。

国土交通省ホームページ掲載

※ ドローン等の飛行には、「航空法」と「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」が適用(北海道内の対象施設は、北海道警察ホームページに掲載)

G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合が札幌市で開催されますので、4月14日(金)～4月16日(日)までの間、札幌市内でのドローンの飛行自粛をよろしくお願ひします。

